

リフォームプランおおよど

『誰もが住みよいまち』をめざして
(平成17年度～平成19年度)



平成17年2月
大淀町

Index

リフォームプランおおよどの策定	1
1 はじめに	1
2 基本的な考え方	2
3 推進体制	5
大淀町の現状と課題	11
1 現状	11
2 課題	20
3 改革の必要性	24
基本方針	25
1 全体像	25
2 6つの柱	26
アクションプラン	29
1 意識改革	29
2 事務改善	30
3 事業評価	31
4 組織改革	32
5 住民参加	33
6 健全財政	34
改革達成への道のり	35
1 全体スケジュール	35
2 実施状況の管理	36
3 見直しと改善	37
用語解説	38
参考資料	42

リフォームプランおおよどの策定 1 はじめに

1 はじめに

地方分権の進展に伴い、地方の行財政基盤の拡充と自立能力の向上が求められるなかで、バブル崩壊以降の景気の低迷、国及び地方の長期債務残高の拡大、少子高齢化の進展等、地方行財政を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

大淀町においてもこのことは例外ではなく、地方交付税をはじめとする歳入が減少する一方で、重要施策の実施による歳出の拡大といった傾向にあります。また、今後においても高齢化率の上昇等による自主財源の減少と行政経費の拡大が予測されます。

このような状況を踏まえながら大淀町は、住民が今後も安心して暮らせるまち、さらには誰もが住みたくなるまちを築くため、行財政全般にわたる改革を推進します。

この改革は、現在の厳しい状況を逆手にとって改革の起点と位置づけ、地方自治の原点に立ち帰り、中長期的な展望のもとで必要最小限の経費で質の高い行政サービスを展開するためのものです。

また、地方自治のひとつの要素である「住民自治」についても、住民と行政の協働の理念のもと、既成概念にとらわれず「真の住民自治」の確立をめざします。

行財政改革は、単なる目的ではなく、未来へのステップとして、住民、議会そして行政が一体となって創り上げていくものです。

平成 17 年 2 月

大淀町行財政改革推進本部

リフォームプランおおよどの策定 2 基本的な考え方

2 基本的な考え方

このたび、大淀町における新たな行財政改革の指針を

リフォームプランおおよど

～『誰もが住みよいまち』をめざして～

の名のもとに策定しました。

リフォーム = reform

- 1 基盤は維持しつつ、社会制度や機構・組織などをあらため変えること。
- 2 よりよくあらためること。

最近、「リフォーム」という言葉がよく使われます。

人が生活を営むうえで、ライフスタイルや家族の状況は変化していきます。その変化や将来の生活に対応するために、既存の住宅を有効に活用しながら、リフォームする家庭が増えています。

では、大淀町を取り巻く環境はどうでしょう。ここ数年で地方分権、住民ニーズの多様化や高度化、環境問題、少子高齢化問題、財政問題など、大淀町の内外の環境が大きく変化しています。このような状況は、まさしく「リフォーム」の転機であると言えます。

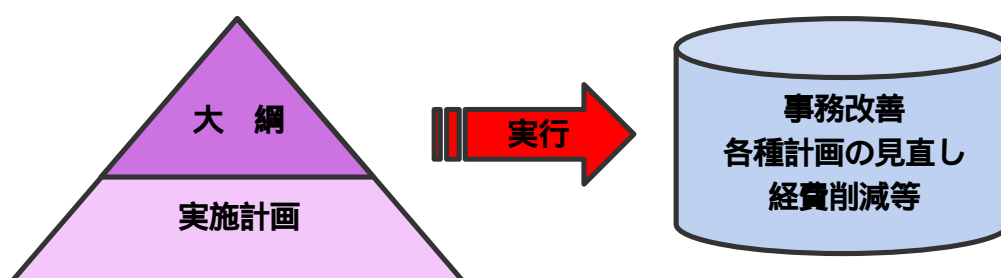
これまでの大淀町の行財政運営の基盤は維持しつつ、今後予測される状況を見据えながら発想の転換を図り、『誰もが住みよいまち』をめざして、大淀町をリフォームします。

リフォームプランおおよどの策定 2 基本的な考え方

リフォームプランおおよどの位置づけ

行政が改革を実行する場合には、一般的に「行(財)政改革大綱」を定めます。さらに、大綱に掲げる考え方を具体的に実行する「行(財)政改革実施計画」を定め、この大綱の考え方や計画に基づいて事務や事業の改革に着手します。

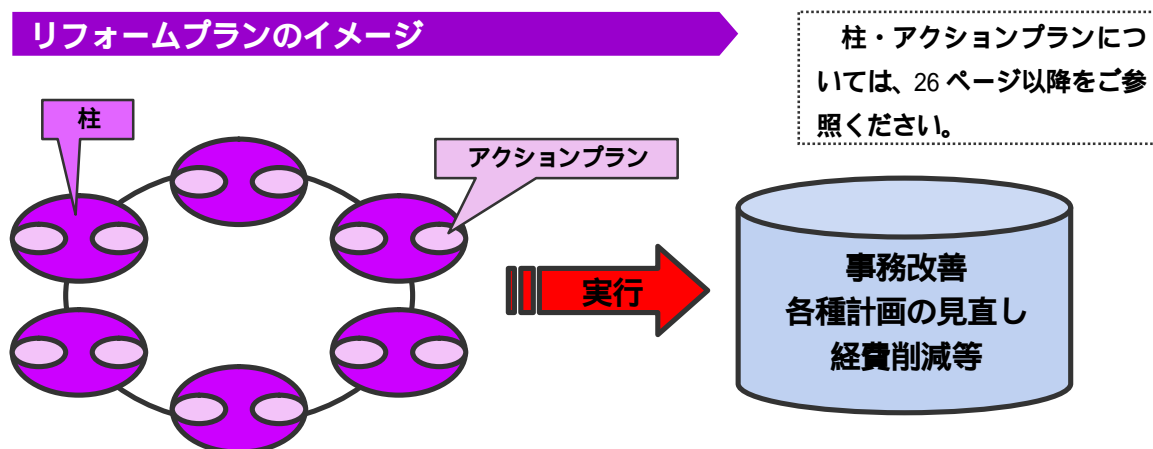
一般的な行(財)政改革のイメージ



大淀町の今回の行財政改革は、改革の方針と具体的な行動計画をより整合性のとれたものにするとともに、大綱や実施計画といった既存概念や形にとらわれない改革とするために、『リフォームプランおおよど(以下「リフォームプラン」といいます。)』を行財政改革推進計画として位置づけました。また、リフォームプランでは、改革の基本方針及び視点を『柱』とするとともに、『柱』に基づく具体的な行動を『アクションプラン』として位置づけました。

今回のリフォームプランでは、意識改革、事務改善、事業評価、組織改革、住民参加、健全財政という6つの柱を掲げ、各柱に合計26項目のアクションプランを設けました。

リフォームプランのイメージ



リフォームプランおおよどの策定 2 基本的な考え方

リフォームプランの期間

計画の期間

平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年度間

大淀町を取り巻く環境は、内外的な要因により町制施行以来もっとも厳しい状況であると言えます。また、その状況は今後もより一層厳しいものとなることが予測されるので、中長期的な視点に立った抜本的な改革が必要です。

一方で、国の「三位一体の改革」の動向により今後の税財政制度が大きく左右されることから、現時点では地方交付税、町民税等の展望が不透明であります。

よって、大淀町がめざすべき姿を中長期的な視点で捉えるととともに、今後の税財政の状況に対して敏感に反応するため、リフォームプランの計画の期間を平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年度間とします。

平成 20 年度以降の計画については、リフォームプランの進捗状況を踏まえながら、計画の期間が終了するまでに策定をめざします。

なお、計画の期間である 3 年度については、各年度を次のように位置づけます。

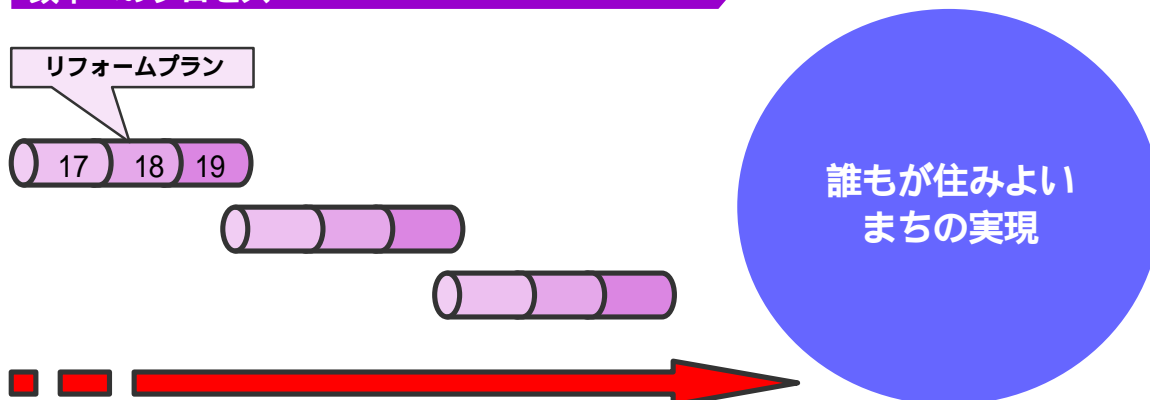
各年度の位置づけ

平成 17 年度 = 実行（アクションプランの実施）

平成 18 年度 = 検証（達成度の検証及び分析）

平成 19 年度 = 見直し（計画の見直し及び次期計画の策定）

改革へのプロセス

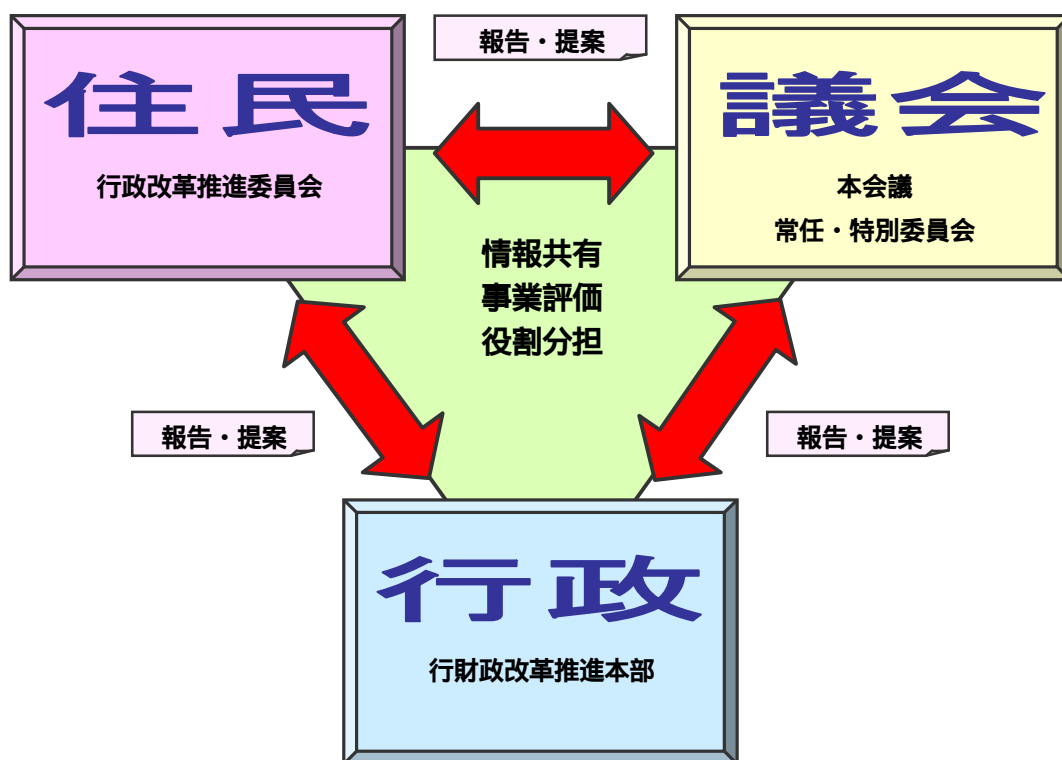


リフォームプランおおよどの策定 3 推進体制

3 推進体制

行財政改革を实践するうえで、改革を推進する体制を整えることは重要なことです。大淀町は、リフォームプランを未来への礎とし、改革をより実効性のあるものとするためにも、下記のように住民と議会、行政が一体となって行財政改革を推進します。

行財政改革推進イメージ



リフォームプランおおよどの策定 3 推進体制

住民参加型の改革

行政への住民参加は、住民自治を確立するうえで重要なことです。近年、地方分権の進展、情報公開制度の確立等により、制度面における住民自治の環境は醸成しつつありますが、住民と行政の間には意識的な距離が存在することも事実です。大淀町を取り巻く行財政環境が今後も厳しさを増すことが予測されるなかで、行政は住民へ積極的に情報を提供し、現在の状況の理解を求めることが先決です。

そこで、住民参加型の改革をめざし、次のような取り組みを行いました。

平成 16 年度第 1 次タウンミーティングの実施

テーマ 大淀町における行財政改革
開催日 平成 16 年 9 月 22 日、25 日、26 日
場 所 大淀町役場会議室

タウンミーティングとは、一般的に「政治家と住民による対話集会」を意味しますが、狭義には、アメリカの一部自治体が開催する住民参加型の政策決定会議をさし、アメリカ民主主義の原点とも言われています。タウンミーティングの手法による対話集会は、情報公開、官民協働等を目的に国や全国各地の地方公共団体で実施されています。

上記日程により実施したタウンミーティングでは、大淀町における行財政改革の取り組み内容の説明後、参加者とのディスカッションを行いました。参加者からは、行財政改革に関する質問、意見、提案等があり、その貴重なご意見等は、リフォームプランを策定するうえで参考とさせていただきました。

平成 16 年度第 2 次タウンミーティングの開催

テーマ リフォームプランおおよど
時 期 平成 17 年 2 月
場 所 大淀町役場会議室

平成 17 年 2 月に、リフォームプランをテーマにタウンミーティングを開催します。大淀町における行財政改革の進め方や改革の内容について情報共有を行い、住民と行政が一体となって改革を推進します。

リフォームプランおおよどの策定 3 推進体制

行政改革推進委員会へリフォームプランを諮問

平成 16 年 12 月 14 日 リフォームプランを諮問

平成 17 年 1 月 12 日 行政改革推進委員会から答申

大淀町における行財政改革をより住民の視点に立ったものとするを目的に、大淀町行政改革推進委員会（平成 16 年 10 月 1 日委員任命。以下「委員会」といいます。）へリフォームプランの諮問を行い、同諮問に対し委員会から、「リフォームプランおおよどの策定について（参考資料 6 参照）」として答申がなされました。今後は、答申の内容を真摯に受けとめて、リフォームプランに掲げる改革事項を実行します。

なお、平成 17 年度以降は、委員会に改革事項の進捗状況の報告をしながら、行財政改革をより着実に推進していきます。

行政改革推進委員会

任務：町長の諮問に応じ、大淀町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議

設置根拠：地方自治法第 202 条の 3 の規定に基づく附属機関

構成：会長（委員の互選）

委員（町長が任命：団体推薦 6 人、公募による委員 4 人）

公共的団体へ委員推薦依頼（平成 16 年 9 月上旬）

公募による委員募集（平成 16 年 9 月 13 日から 27 日まで）

委員の任期：平成 16 年 10 月 1 日から 3 年間

委員：参考資料 5 「大淀町行政改革推進委員会名簿」参照

これまでの取り組み：

第 1 回委員会（平成 16 年 10 月 14 日）

委員会勉強会（平成 16 年 11 月 22 日）

委員会勉強会（平成 16 年 11 月 29 日）

第 2 回委員会（平成 16 年 12 月 14 日）リフォームプランの諮問

第 3 回委員会（平成 16 年 12 月 21 日）リフォームプランに対する答申の調整

第 4 回委員会（平成 16 年 12 月 27 日）リフォームプランに対する答申の調整

第 5 回委員会（平成 17 年 1 月 12 日）リフォームプランに対する答申

大淀町行政に関する提言

今後の予定

町長からの諮問（改革事項の進捗報告等）に応じて調査審議し、答申を行う。

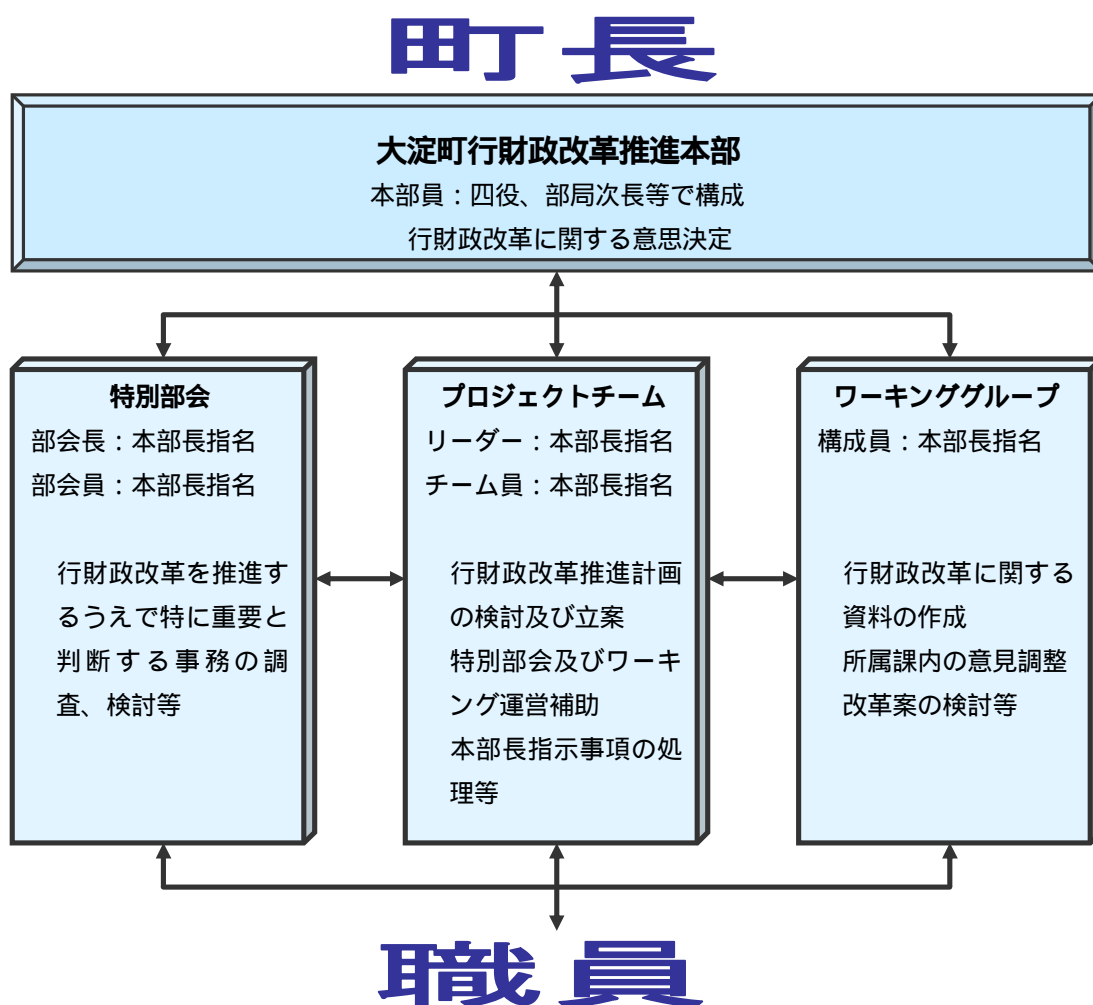
リフォームプランおおよどの策定 3 推進体制

職員全員参加による改革に向けての体制づくり

行財政改革の取り組みという、ともすれば行政内部の特定部門の事務というイメージがあります。しかし、各種行政施策を実施する際は、多くの職員が携わっており、行政施策全般に渡る改革を実施するには、全職員による検討が必要になります。また、大淀町の現況及び行財政改革の方針をすべての職員が理解し、ひとりひとりが意識改革を行い、これまでの慣例や既成概念を打ち破ることが改革の第一歩となります。

そこで、行財政改革の推進体制として、平成16年7月1日に次のような体制を整備しました。

行政改革推進体制



リフォームプランおおよどの策定 3 推進体制

行財政改革に向けた取り組み

前述の体制によりリフォームプランの策定を行いました。策定に至るまでの庁内各セクションの取り組み内容は、次のとおりです。

行財政改革推進本部

役割：行財政改革に関する庁内の意思決定

構成：本部長（町長） 副本部長（助役）

本部員 11 人（収入役、教育長、各部局次長、総務部総務課長）

事務局：総務部総務課

これまでの取り組み：

平成 16 年 7 月 1 日から平成 17 年 1 月 31 日までの間、21 回の会議を開催し、行財政改革に関する庁内の意思決定を行った。

今後の予定：

リフォームプランに掲げる改革事項について、関係部課局へ指示。

行財政改革に関する事項で、中長期的な検討を要する事項の調査及び検討を各セクションに指示し、その結果の意思決定を行う。

特別部会

役割：本部指示事項（特に重要と判断する行政課題等）についての調査、検討等

構成：部会長（本部指示事項を所管する部の長）

部会員（部会長の要請に基づき本部長が指名）

特別部会設置状況：

組織・機構改革検討部会（部会長：総務部長）

人口推計検討部会（部会長：住民福祉部長）

地域保健福祉推進計画策定検討部会（部会長：住民福祉部長）

し尿処理問題検討部会（部会長：住民福祉部長）

下水道計画策定検討部会（部会長：建設産業部長）

学校統合問題検討部会（部会長：教育次長）

生涯教育推進計画策定検討部会（部会長：教育次長）

水道施設計画策定検討部会（部会長：水道部長）

病院経営改善検討部会（部会長：大淀病院事務局長）

今後の予定：

各部会に対する本部指示事項について調査及び検討し、一定の方向性を本部に示す。

リフォームプランおおよどの策定 3 推進体制

ワーキンググループ

- 役割：事務事業等調査資料の作成
 所属課内の意見調整及び行財政改革に関する意識啓発
 アクションプランの検討
- 構成：本部長が指名した職員 23 人（各部長が所管する課から各 1 人ずつ推薦）
 リフォームプランの 6 つの柱ごとに 6 グループを編成
 6 つのワーキンググループごとにコーディネーター 1 人を選出
 6 人のコーディネーターからワーキンググループリーダーを 1 人選出
- これまでの取り組み：
 各所属課内の意見調整
 事務事業等調査資料の作成（平成 16 年 7 月下旬から 8 月上旬）
 行財政改革に関するヒアリングに出席（平成 16 年 8 月中旬から下旬）
 アクションプラン検討のためのワーキング（平成 16 年 9 月上旬から 10 月下旬）
- 今後の予定
 リフォームプランに掲げる改革事項の具現化に向けてワーキングを実施

プロジェクトチーム

- 役割：行財政改革推進計画の検討及び立案
 特別部会及びワーキンググループの運営補助
 本部長指示事項の処理
- 構成：リーダー 1 人（本部長が総務部長を指名）
 チーム員 7 人（各部長が推薦する職員を本部長が指名）
- これまでの取り組み：
 行財政改革推進体制の立案
 行財政改革推進計画の検討及び立案
 行財政改革に関する職員アンケートの実施及び集計
 事務事業等調査の実施
 行財政改革に関するヒアリングの実施
 特別部会及びワーキングの運営補助
 リフォームプランの調製
- 今後の予定
 全庁的な行財政改革に関する意識啓発
 特別部会及びワーキングの運営補助
 リフォームプランに掲げる改革事項主管課のサポート

大淀町の現状と課題 1 現状

1 現状

国及び地方の財政危機

我が国は、バブル経済崩壊後、景気回復を優先した財政運営を行ってきた結果、公債残高が世界の先進国の中でも最悪の水準にあります。また、かつてのような高い経済成長に依存した税収の伸びが期待できないなかで、急速な人口の高齢化等に伴う諸経費の増大や公債の累増に伴う国債費の増大等により歳入歳出構造はますます硬直化してきており、財政構造についての思い切った見直しをしなければ、歳出と税収の多額のギャップは年々拡大していく可能性が強いといった状況にあります。

一方、地方は、地方税収入等の落ち込みや減税等により、財源不足が急激に拡大しています。また、地方債残高が、減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増しており、地方財政も国と同様に抜本的な見直しをしなければ、危機的な状況に拍車がかかることが予測されます。

国及び地方の長期債務残高の推移



大淀町の現状と課題 1 現状

三位一体の改革

全体的な流れ

内閣府に設置されている「経済財政諮問会議」が、日本経済の回復力低下と財政バランスの急速な悪化を踏まえ、構造改革を広範に実施し、新しい日本を創造することを目的として、平成 13 年度以降毎年、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を作成しており、同方針が閣議決定されています。この方針が「骨太の方針」と言われるもので、最近では平成 16 年 6 月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（骨太の方針第 4 弾）」が閣議決定されました。

骨太の方針では、構造改革のひとつの柱として地方税財政についての方向性を示しています。平成 14 年 6 月に閣議決定された骨太の方針第 2 弾において、「国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、具体的な改革案を今後 1 年以内を目途にとりまとめる。」と明記されました。これ以降、国と地方の税財政関係の改革は、「三位一体の改革」と呼ばれています。三位一体の改革については、現在も国と地方の間で様々な論議がされていますが、骨太の方針第 4 弾では、骨太の方針第 3 弾（平成 15 年 6 月閣議決定）で示された基本的な方向に沿って三位一体の改革を推進するとしています。

骨太の方針第 3 弾基本的な方向

国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金は、平成 18 年度までに概ね 4 兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。

地方交付税の改革

地方交付税は、財源保障機能全般を見直し、平成 18 年度までに縮小していく。

税源移譲を含む税源配分の見直し

平成 18 年度までに、廃止する国庫補助負担金の対象事業の中で引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、税源移譲する。その際に、税源移譲は基幹税の充実を基本に行う。

大淀町の現状と課題 1 現状

国の方針

三位一体の改革は、国と地方の財政の悪化、地方分権の進展、国と地方の財政関係の不均衡という3つの事情が重なって、国政的な課題として浮上してきました。

平成12年に「地方分権一括法」の施行によって、機関委任事務制度が廃止され、行政面での分権は一步前進したかたちとなっていました。ところが、財政面での分権は課題として取り残されていました。財政面の課題としては、国と地方の財政関係における税収と歳出のギャップがあげられます。税収における国対地方の比率は3対2であります。歳出においては国対地方の比率は2対3と逆転しています。そのため、この格差を埋め合わせるための財源として、補助金や地方交付税が国から地方公共団体に交付されています。しかしこのことは、地方公共団体における歳出削減意欲を低下させたり、地方公共団体の財政面における裁量が制限されるなど、問題が指摘されており、改革を求める声が高まっています。

骨太の方針第3弾が平成15年6月に閣議決定されたことを受けて、平成16年度の国の予算編成は、関係者からは三位一体の改革が本格的に実施される年度として注目を集めました。内閣総理大臣からの補助金1兆円削減指示（平成15年11月）以降、具体的な調整が進展し、平成15年12月に平成16年度政府予算案が、平成16年2月に平成16年度地方財政計画が閣議決定されました。

国の平成16年度予算における改革の内容

国庫補助負担金の廃止

総額約1兆300億円の削減

地方交付税総額の抑制

地方交付税及び臨時財政対策債の削減
2兆8,623億円（対前年比 12.0%）
算定方法の改革
補正係数の削減、民間委託等による効率化を反映した単位費用の見直し

国庫補助負担金の一般財源化に伴う税源移譲

所得税の一部を所得譲与税として税源移譲
4,249億円
税源移譲予定特例交付金による措置
2,309億円

大淀町の現状と課題 1 現状

地方への影響

平成 16 年度政府予算案及び地方財政計画の内容を受けて、全国各地の地方公共団体から平成 16 年度予算における深刻な財源不足が表面化してきました。それぞれの地方公共団体においては、行財政改革による経費の削減等により歳出の抑制に努めていましたが、地方交付税等の削減率が突出したことにより、かなりの財源不足が生じ、大幅な基金の取り崩し等により対応せざるを得なくなりました。これらの状況に対し、地方六団体をはじめとする各界から「真の地方分権に資する改革ではない。」「国の財政再建のために地方に負担を転嫁すべきではない。」等の厳しい声が続出しています。平成 17 年度以降も地方交付税等の大幅な削減が進められれば、地方財政は危機的な状況になります。特に、小規模で財政力の乏しい団体は、必要な行政サービスが行えなくなる可能性があります。

骨太の方針第 4 弾の主旨を踏まえ、政府から地方六団体へ国庫補助負担金改革案の取りまとめの要請があり、地方六団体が連携しながら協議を重ねました。平成 16 年 8 月下旬、地方の改革案として内閣総理大臣に「国庫補助負担金等に関する改革案」を提出しました。しかしながら、同改革案の提出以降は、関係省庁から反対の意を唱える声が続出しており、三位一体の改革にかかる国と地方の考え方に乖離が生じています。

大淀町としては、国の動向を敏感に察知しながら、三位一体の改革が「真の地方分権改革」を推進するものであるよう、関係団体を通じて強く求めていきます。

三位一体の改革の基本的方向

「基本方針 2003（骨太の方針第 3 弾）」を踏まえ、

- 1 地方が元気になる改革
 - 2 地方の自由度を拡大する改革
 - 3 自主財源（地方税等）を拡大する改革
- を基本的方向として改革を進める。

【麻生プラン（平成 16 年 4 月 26 日）より】

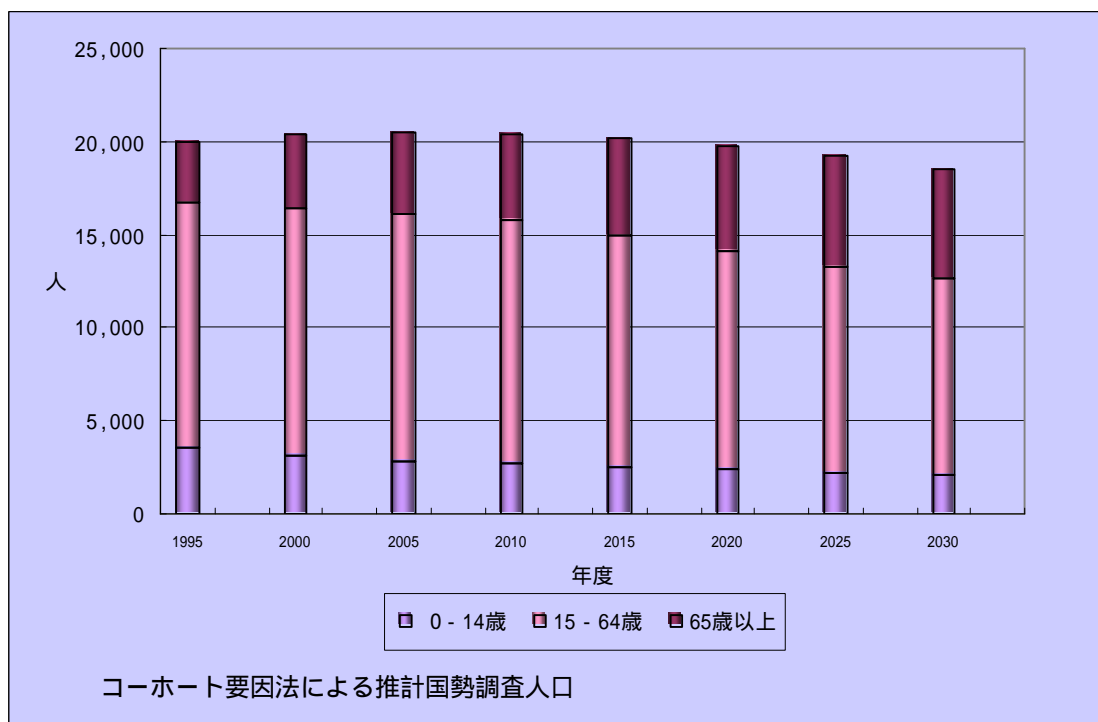
大淀町の現状と課題 1 現状

大淀町の現状

大淀町は、吉野地方の玄関口という地理的条件から、飛鳥時代から開け、修験道の隆盛とともに栄え、大和と紀伊地方の連結点として発展してきました。近年では、大阪などの大都市圏への通勤圏内にあることから、住宅地開発による人口増加と市街地としての生活基盤の発達がみられました。

しかし、日本経済の停滞や少子化といった社会的要因により、ここ数年では人口増が鈍化しています。

大淀町の推計人口



大淀町は、将来的に上記のグラフが示すとおり、人口の伸び悩みや少子高齢化の進展が予測されます。このことは、生産年齢人口の減少による町税等の歳入の減収と従属人口の増加による扶助費等の歳出の拡大を意味するものです。

生産年齢人口：生産活動に従事しうる年齢の人口。

通常 15 歳から 64 歳までの人口をいいます。

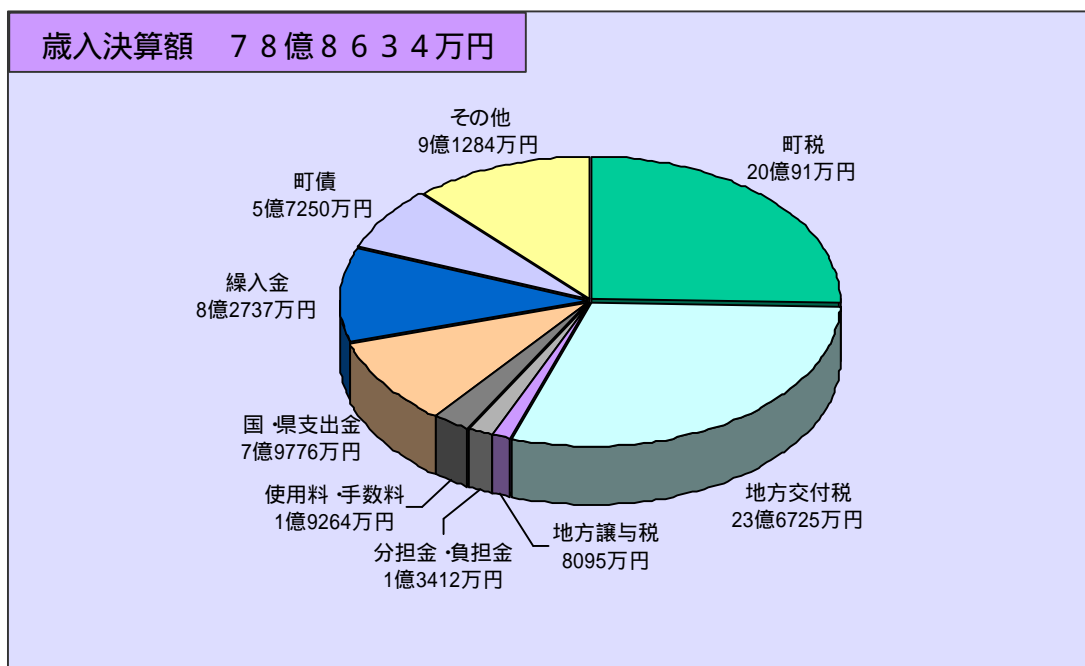
従属人口：0 歳から 14 歳までの人口と 65 歳以上の人口とを合計した人口。生産年齢人口に扶養される階層とされています。

大淀町の現状と課題 1 現状

大淀町はこれまで、住民のニーズに対応するため、都市基盤整備をはじめ、福祉、医療、教育、文化など幅広く事業を推進してきました。これらの事業については、国庫補助負担金等の財源措置を有効に活用するとともに、基金を計画的に活用しながら運用を行ってきました。

しかしながら、大淀町を含む全国の地方公共団体の財源で大きなウェイトを占める地方交付税のあり方が問われています。地方交付税の機能には、地域間の税源の偏在を調整する「財政調整機能」と、地方公共団体が国の法令により決められた事務の執行や標準的な行政サービスを提供するための財源を保障している「財源保障機能」とがあります。この「財源保障機能」が、「地方公共団体のモラルハザードをもたらしているのではないか。」といった批判があり、「地方交付税の財源保障機能の廃止」といった議論が国においてなされています。

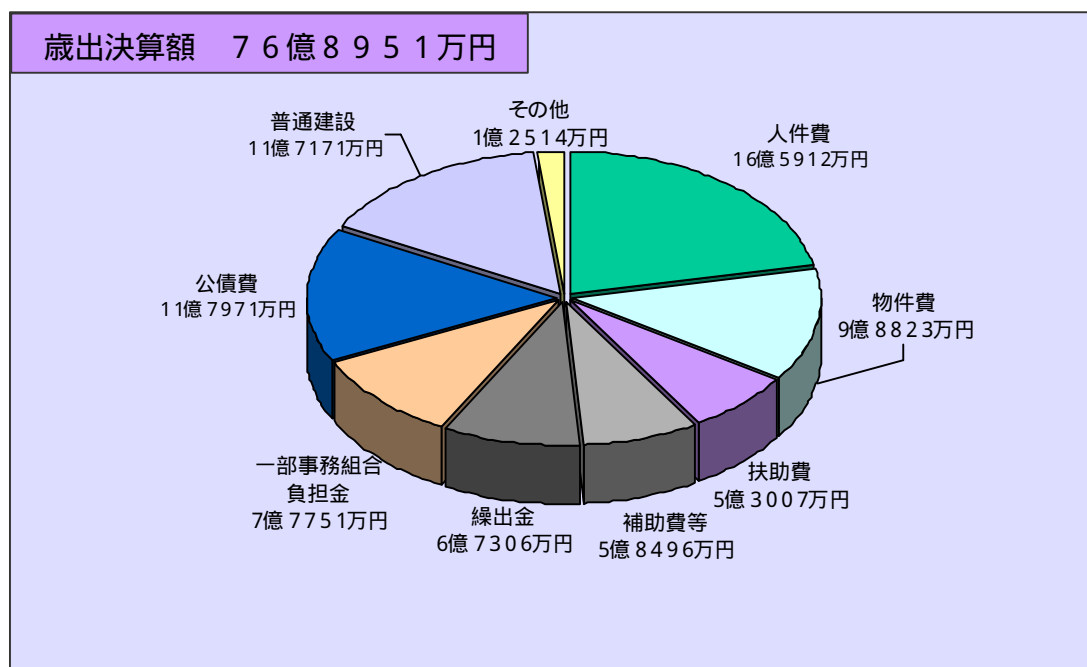
平成 15 年度歳入決算額の状況



町税等の自主財源は、歳入の 47%を占めています。この自主財源には、繰入金が含まれており、平成 15 年度では基金から一般会計の不足額 (8 億 1,333 万円)を繰り入れています。一方、地方交付税等の依存財源が歳入の 53%を占め、このうち地方交付税が歳入全体の 30%を占めています。平成 16 年度予算では、この地方交付税(臨時財政対策債を含む)が三位一体の改革の影響等により平成 15 年度と比較してマイナス 11% (約 3 億円)という削減がなされ、大幅な基金の取り崩しを余儀なくされました。

大淀町の現状と課題 1 現状

平成 15 年度歳出決算額の状況

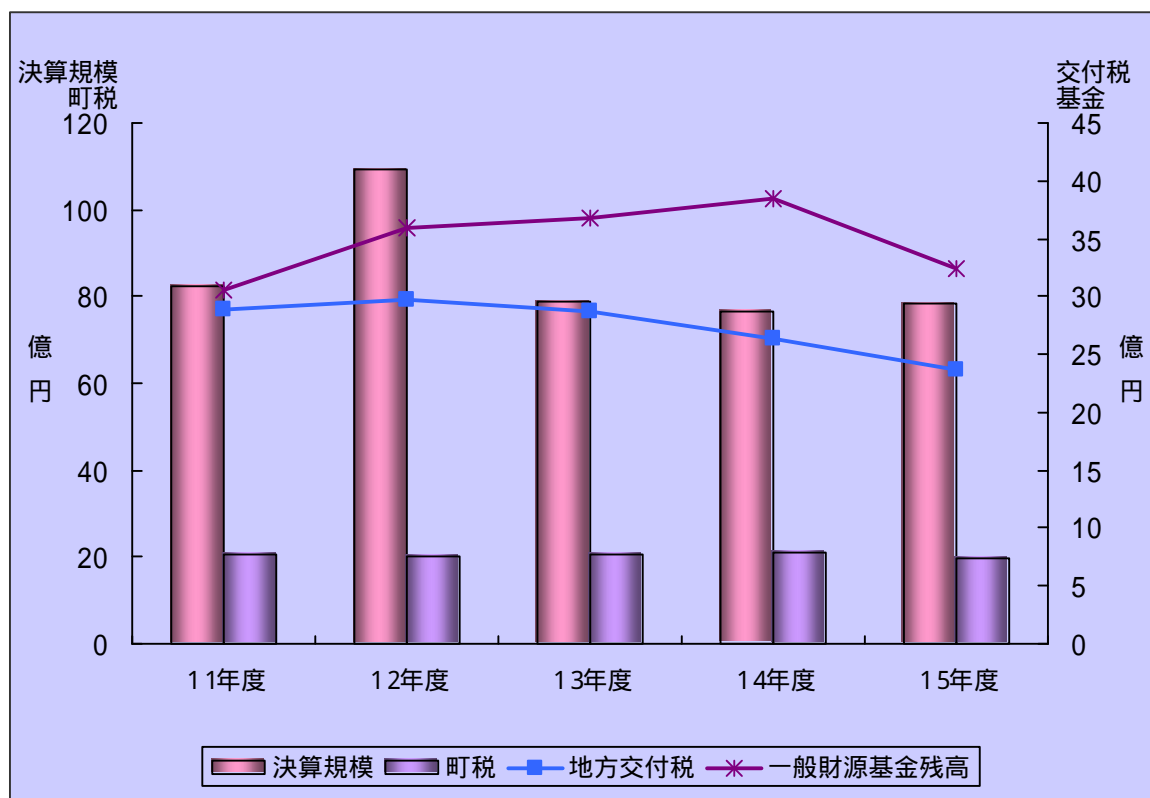


人件費（職員給与等）、扶助費（児童、老人、障害者等福祉に関する経費）及び公債費（発行した町債の元金返済額及び利子支払額）という支出が義務づけられ硬直性が高い経費を義務的経費といますが、歳出全体の43.8%を占めています。普通建設事業費のように支出の効果が施設などの資産として将来に残るものに支出される経費を投資的経費といますが、歳出全体の15.5%を占めています。物件費（業務委託料、印刷代等）、補助費等（各種団体、事業運営補助等）、繰出金（他の会計への繰り出し）、一部事務組合負担金等、義務的経費及び投資的経費を除くその他経費については、歳出全体の40.7%を占めています。

ここ数年の傾向として、扶助費の増加及び過年度に発行した町債の元利償還金の増加により、義務的経費の歳出全体に占める割合が上昇しています。このうち人件費については、職員の退職、給与改定等により微減で推移していますが、多くの職員の退職を数年後に控えていることから、一時的な人件費の上昇が予測されます。また、投資的経費については、普通建設事業の動向により大きく増減しますが、主要事業の実施いかんによっては、大幅な増加に繋がります。さらに、その他経費については、他会計や一部事務組合を構成する町村の財政状況等の要因により増加が懸念されます。

大淀町の現状と課題 1 現状

財政状況の推移



上記のグラフは、大淀町の一般会計決算規模、町税、地方交付税、一般財源基金（財政調整基金及び減債基金）の5年度間の推移を示しています。

決算規模及び町税は、それぞれほぼ横ばい（庁舎建設費の計上がなされた平成12年度決算を除く）で推移しています。しかしながら地方交付税は、平成12年度に29億7,000万円であったものが、平成15年度には23億6,000万円にまで落ち込んでいます。この落ち込みの大きな理由は、地方交付税の臨時財政対策債への振替によるものです。臨時財政対策債は、長引く景気の低迷により国税収入が減少し、地方交付税を配分するための財源が不足していることから、財源の不足を補てんするために平成13年度から平成15年度までの間に限り発行が認められた地方債（後年度交付税措置）です。なお、当初3年度間の臨時的措置であった臨時財政対策債の発行は、平成16年度からの3年度間延長されていますが、三位一体の改革により国の平成16年度予算ベースで対前年度比マイナス28.6%という大幅な抑制が行われました。これら地方交付税等の大幅な減収や大規模事業の実施により、平成15年度には基金を大幅に取り崩すことになりました。今後の国の動向によっては、財政運営がさらに厳しくなる可能性があります。

大淀町の現状と課題 1 現状

主な財務指標の推移

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度
財政力指数	0.44	0.45	0.47
経常収支比率	83.1	87.1	91.4
起債制限比率	8.7	7.7	8.1

財政力指数とは

普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値をいい、財政力を示す指数です。この指数は、1を超えるほど財政的に余裕があるとされています。

経常収支比率とは

財政構造の弾力性を示す指標で、経常経費に充てた一般財源の経常一般財源に対する割合です。80%を超えると弾力性が失われつつあるとされています。

起債制限比率とは

地方債の元利償還金に充てられた一般財源のうち、地方交付税措置されるものを除いた額の標準財政規模に対する割合です。20%を超えると地方債の発行制限等がかかります。

上記の3つの財務指標は、大淀町の財政的な状態を示す数値です。

県内の町村と比較して大淀町は比較的健全な財政状況であると言えますが、一方で財政力指数が示すとおり、財政構造は脆弱であると言わざるを得ません。自主財源比率が5割弱でありながら、依存財源である地方交付税が大幅な減少傾向にあることは、基金の取り崩しによる財源補てんを余儀なくされる状況にあると言えます。しかしながら、基金残高についても急激に減少していることから、早急に対策を講じる必要があります。

経常収支比率は、年々上昇しており、財政の硬直化が進行しています。

起債制限比率が示すとおり、起債の枠には若干余裕があると言えますが、安易に起債を発行することは後年度の財政硬直化の要因となるおそれがあります。

大淀町の現状と課題 2 課題

2 課題

大淀町の行財政を運営するにあたって様々な課題があります。その課題には、少子高齢化、環境対策といった非常に深刻かつ重大なものもあります。一方で、課題克服のための原資となる財源は、非常に厳しい見通しです。それぞれの課題は、一朝一夕に解決されるものではなく、構造的な変革を要する場合が大半です。しかしながら、課題に目を背けることなく、大淀町が今後も住みよいまちであるためにも対策を講じる必要があります。

人口の動向

大淀町の人口は、将来人口推計によると、横ばいから微減の方向に向かうことが予測されます。将来人口の減少の大きな要因として少子化が考えられますが、社会的な要因による人口の動向についても人口問題を検討するうえでのひとつの視点となります。ここ数年の大淀町の転入出は、下記の表のとおりとなります。この3年間の傾向を見ると、転入が伸び悩みの状態でありながら、ほぼ一定数の転出がなされています。大淀町における社会的な要因による人口減を抑制するためには、定住や転入を促す施策を講じる必要があります。

転入出の動向

		H.12.10.1 ~ H.13.9.30		H.13.10.1 ~ H.14.9.30		H.14.10.1 ~ H.15.9.30	
転入	県内	総数	683	445	581		
		順位	1 橿原市	140	84	120	
			2 吉野町	118	60	84	
			3 下市町	65	59	84	
			4 大和高田市	56	37	34	
	5 御所市		37	28	34		
	県外	総数	234	249	194		
		順位	1 大阪府	101	103	62	
			2 京都府	26	24	24	
	3 和歌山県		12	17	24		
転入合計		917	694	775			
転出	県内	総数	494	464	501		
		順位	1 橿原市	140	156	153	
			2 吉野町	49	35	48	
			3 大和高田市	32	32	39	
			3 五條市	32	30	32	
	3 下市町		31	29	30		
	県外	総数	294	304	275		
		順位	1 大阪府	134	137	119	
			2 京都府	23	26	35	
	3 東京都		18	20	22		
転出合計		788	768	776			
転入超過数		129	74	1			

大淀町の現状と課題 2 課題

少子高齢化

全国的に少子高齢化が大きな課題となっていますが、大淀町も類に漏れず少子高齢化の波が訪れています。大淀町の高齢者人口比率は、平成7年(1995年)の時点ですでに16.5%と国の14.5%を上回っていますが、平成17年(2005年)には20%を超えることが予測されます。将来推計人口による階層ごとの将来人口推計は、下記の表のとおりです。これによると、大淀町における少子高齢化の傾向が顕著にあらわれています。この傾向により特筆すべきことは、生産年齢人口の減少です。同階層の人口が減少することは、一般的に納税世代の減少を意味します。一方で、従属人口の増加により、歳出における扶助費の増大が予測されます。財政基盤の弱体化を抑制するためにも、継続的な少子高齢化対策を含む定住促進施策が必要です。

年齢階層別将来推計人口

	国勢調査人口		将来推計人口					
	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)
0 - 14歳	3,527 17.6%	3,179 15.6%	2,861 13.9%	2,685 13.1%	2,526 12.5%	2,366 11.9%	2,212 11.5%	2,049 11.0%
15 - 64歳	13,178 65.8%	13,267 65.1%	13,300 64.8%	13,090 64.0%	12,431 61.5%	11,717 59.2%	11,112 57.7%	10,573 57.0%
65歳以上	3,305 16.5%	3,901 19.1%	4,362 21.3%	4,671 22.8%	5,272 26.1%	5,724 28.9%	5,919 30.8%	5,927 32.0%
合計	20,015 100%	20,376 100%	20,522 100%	20,445 100%	20,229 100%	19,807 100%	19,242 100%	18,550 100%

1995年及び2000年において年齢不詳者が年齢階層別に含まれていないため、年齢階層別の計と合計と一致していません。将来推計人口についても端数調整により年齢階層別の計と合計が一致しない場合があります。

大淀町の現状と課題 2 課題

財政危機

及び で述べたとおり、大淀町は、財政運営を行うにあたっての大きな課題を抱えています。また、それに加えて三位一体の改革の内容次第では、大淀町の財政は大きな影響を受けることになります。

三位一体の改革の影響

国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の廃止、縮減等により、国庫補助事業における一般財源の占める割合が増大する。

地方交付税の改革

地方交付税の削減 = 歳入の減少。財源保障機能が廃止されれば、各種行政施策の実施は不可能。

税源移譲を含む税源配分の見直し

国庫補助負担金の廃止に伴う税源移譲については、10割移譲ではない。課税客体に乏しい町村にとっては、現行のまま税源移譲が行われても税源の偏在構造が変わらない。

大淀町の財政は、これまで吉野郡唯一の人口増加、計画的な資金運用、有利な財源措置のある事業執行等、様々な要因により県内他町村と比較しても健全な運用を行ってきました。しかしながら、今後予測される財政の悪化は、大淀町がこれまで経験したことのない厳しいものであるかもしれません。不確定要素が過分にあるなかですが、財政危機に備えた対策を講じる必要があります。

大淀町の現状と課題 2 課題

行政課題への対応

時代の流れとともに、社会、経済、自然環境、生活様式等がめまぐるしく変化しています。大淀町は、これらの変化に対応するため各般にわたる施策を講じてきましたが、現時点においても課題が多数存在しています。この課題には、事業費が数十億円という大規模な施策(プロジェクト事業)も含まれています。大淀町におけるプロジェクト事業については、バブル期に全国的な風潮として建設されたいわゆる「ハコモノ」とは意を異にしますが、多額の事業費が今後の財政運営に大きな影響を及ぼすという懸念があります。

施策の展開には財源が必要となりますが、これまでは国庫補助負担金や後年度交付税措置がなされる起債を充当するといった財源の捻出が可能でした。しかし、三位一体の改革により国庫補助負担金や地方交付税の改革がなされるなかで、同様の財源の捻出が困難になることが予測されることから、施策の実施には相当額の自主財源が必要となります。

よって、課題や負担を将来に転嫁することがないようにするため、現在すでに計画決定済の施策についても原点に戻って再度精査のうえ、計画の見直し、凍結、中止等の英断を行うとともに、財政状況に見合った年次的な計画や施策の優先順位を設定する必要があります。

大淀町の現状と課題 3 改革の必要性

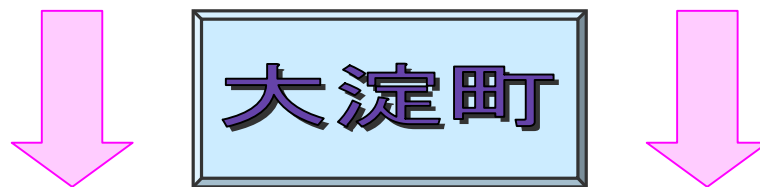
3 改革の必要性

改革を進めるためには、「なぜ改革の必要があるのか。」を認識する必要があります。

大淀町を取り巻く環境

国庫補助負担金の廃止、縮減
地方交付税の削減
税源移譲
人口の流出

地方分権による権限移譲
生活基盤の多様化
環境問題・危機管理
少子高齢化



歳入の減少と歳出の拡大

現在の大淀町を取り巻く環境は、上の図のような状況にあります。国家的な財政危機により、地方交付税等の依存財源は今以上に減少する可能性が高い一方、様々な要因による行政経費の拡大が予測されます。この厳しい状況のもと、地方公共団体として行財政を運営していくためには、単なる見直しではなく構造的な改革が必要になります。

では、経費の削減が改革の目的でしょうか。無駄なもの、合理化すべきものにかかる経費の削減は、当然必要なことです。しかし、そのことは改革の一端であり目的ではありません。行政としての責務である「住民の生活を守る」ことができる体制を維持することが、改革の最大の目的です。この目的に向かって改革を断行する際には、行政（職員）住民それぞれに痛みを伴う場合があるかもしれません。しかし、官民が互いに目的を理解し、協力しあえることによって、未来への礎を築くことができます。

いつまでも『大淀町が住みよいまちであること』、このことが改革の最終的な目標です。

基本方針 1 全体像

1 全体像

大淀町はこれまで、総合計画や各種事業計画に基づいてまちづくりを進めてきました。これまでの成果として、水道、福祉、教育、住環境等の分野で、他の市町村にも誇ることができる行政施策を展開する一方、比較的健全な財政を維持してきました。今後において、現在の行政水準を低下させることなく維持することは、予測される財政状況からして容易なことではありませんが、大淀町がさらに魅力あるまちづくりを行うことこそが、人口の減少や少子高齢化率の上昇に歯止めをかけることへと繋がります。よって、これまでの基盤を極力損なうことなく改革を進め、他の市町村にはない魅力を大淀町が持ち続けながら、「住民が今後も安心して暮らせるまち」、「誰もが住みたくなるまち」をめざして改革を推進します。

リフォームプランの構成

改革の基本方針 = 意識改革・事務改善・事業評価・組織改革
住民参加・健全財政の6つの『柱』
具体的な行動 = 6つの柱に基づく『アクションプラン』

リフォームプランは、大淀町を取り巻く環境が、今後、地方自治制度創設以来もっとも厳しい状況になることが予測されることから、中長期的な視点に立った改革、構造的な改革をめざしています。

改革を推進するためには、改革を行うための基本方針をしっかり持ち、「何のための改革であるのか」を見失うことがないようにしなければなりません。そこで、リフォームプランに「意識改革」、「事務改善」、「事業評価」、「組織改革」、「住民参加」、「健全財政」という6つの『柱』を掲げ、改革を進めるうえでの基本方針を体系的に整理しました。また、6つの柱には、基本方針に基づく具体的な行動として『アクションプラン』を設定し、改革の目標を掲げています。

6つの柱とそれに基づくアクションプランは、それぞれ個々具体的に内容を示していますが、6つの柱同士が互いに関係していることから、すべての柱に掲げる改革が実施されなければ、改革そのものが達成できません。よって、常に6つの柱を念頭におきながら、アクションプランを実行します。

基本方針 2 6つの柱

2 6つの柱

前頁で紹介した改革の基本方針は、以降に掲げるとおりです。
6つの『柱』には、それぞれキーワードと方針を示しています。

意識改革

キーワード：変化

方針：

大淀町の現状と将来の展望についてすべての職員が理解し、安泰から危機へと意識を変化させます。

すべての職員が能力を最大限に発揮できる体制を確立するため、仕事にやりがいや働く喜びを見いだすことができるシステムを構築します。

サービス機関としての役場を確立するため、コスト意識や迅速な対応を常に心がけ、「行政のプロ」としての自覚と責任感をもった職員を育成します。

事務改善

キーワード：原点

方針：

行政事務事業全般について、単なる見直しではなく、本来の目的、現状、効果及び成果を原点（ゼロ）から徹底的に検証のうえスクラップアンドビルドを行い、コストと効果のバランスがとれた事務事業を実施します。

基本方針 2 6つの柱

事業評価

キーワード：循環

方針：

事務事業の企画、実施、評価、見直しの循環を習慣化することにより、事務事業の目的、達成度等を明確化する一方で、顧客（住民）満足度を高めることに努めます。

平成14年度から実施している行政評価システムの充実を図るとともに、外部評価制度の導入を検討します。

組織改革

キーワード：柔軟

方針：

職員が職員のために業務を遂行するのではなく、あくまでも迅速な住民サービスを目的として、フレキシブルに対応できる組織を確立します。

基本方針 2 6つの柱

住民参加

キーワード：協働

方針：

常に住民と行政とが同じ目線に立ち、双方の協力関係が不可欠であることを理解し、施策の立案段階から住民の積極的な参画を促し、官民協働によるまちづくりを推進します。

健全財政

キーワード：自立

方針：

徹底的なコストダウンを図って税金の値打ちを 100%生かし、国等に依存しない強い行財政基盤を確立することに努めます。

住民にとって魅力的なまちであるとともに、誰もが住みたくなる大淀町であることを最大の目標に行政施策を展開します。

アクションプラン 1 意識改革

「基本方針」に掲げた6つの柱には、方針を具現化するうえでの具体的な行動として、アクションプランを掲げています。アクションプランの内容は、以降に掲げるとおりです。アクションプランの詳細な内容については、参考資料8「リフォームプランおおよどアクションプラン」で掲載しています。

なお、アクションプランの作成をもって行財政改革が達成されたのではなく、改革へのスタートラインに立ったと言えます。個々のアクションプランに基づいて、当該事務を所管する課が取り組みを行い、実際に実現することによって改革が達成されるものです。

1 意識改革

アクションプラン	具体策
「行財政改革」への職員全員参加	情報の提供・収集の充実
	自由な意見交換を行う環境の創出
	「リフォームプランおおよど」の達成度の検証と見直しの充実による推進
職員研修の充実	計画的な職員研修の実施
意欲を高める人事制度の実現	人事評価制度の検討
	希望人事制度
	各種自己申告制度と人事台帳とのリンク
	昇任試験制度の運用の適正化
定期的な異動の実現	育成プログラムの作成
	定期的な人事異動への対応

アクションプラン 2 事務改善

2 事務改善

アクションプラン	具 体 策
事務事業改善計画の策定 (事務事業の原点からの分析と見直し)	事務事業改善計画書の作成
	事務の合理化による事務コスト及び事務事業数の縮減 (住民の需要とコスト意識)
	事務事業改善計画の達成度の検証と見直し
民間委託の推進	民間委託等可能な業務の整理
	自主運営管理と民間委託等における費用対効果の比較
	民間委託等推進計画の策定
公共施設のあり方の検討	公共施設の現況(管理運営状況)の把握
	公共施設の有効利用
	公共施設統廃合計画の策定
補助金(負担金等を含む)の見直し	補助金・負担金の現状の把握
	補助金の交付基準の策定
	公平な補助金の交付・効果的な負担金の支出
重複事務の一元化の推進	重複事務の整理
	重複事務の一元化及び事務事業の統廃合に向けた検証
	フレキシブルな組織の形成
電算システムの有効利用	電算システムの活用促進
	情報セキュリティ対策

アクションプラン 3 事業評価

3 事業評価

アクションプラン	具 体 策
政策評価の実施に向けて	基本方針・実施計画の策定
事業評価制度と事務事業改善計画との相互検証	行政評価システムの検討
	事務事業改善計画の定期的な見直し
	評価体制の確立
外部評価の検討	様々な視点による外部評価制度の確立
評価の公表	評価の公表を実施
政策への反映	評価結果の政策への反映

アクションプラン 4 組織改革

4 組織改革

アクションプラン	具 体 策
定員管理計画の策定	適正な職員数の試算
	職員定数の削減（人件費の抑制）
	定数の削減と対応策の検討
	早期退職の推奨
中長期的な視点による組織体制の検討	組織（機構）改革の実施
組織のフラット化	組織のフラット化
	管理職会議の明確な位置づけ
	職員間のコミュニケーション推進
人事給与制度の見直し	任用制度
	勤務評価制度
	給与及び手当の見直し
	人材確保
	人材育成

アクションプラン 5 住民参加

5 住民参加

アクションプラン	具 体 策
住民参加によるまちづくりの推進	住民参加のための仕組みづくり（体系・制度化）
	住民参加型まちづくりの実践（協働）
積極的な情報の受発信及び共有	情報の提供（O U T） 行政情報の的確な発信
	情報の収集（I N） 住民からの情報収集機能の充実
	情報の共有（J O I N T） 情報受発信の基本姿勢を整える
幅広い世代の参画検討	住民参加のための環境づくり
	各世代に応じた体験学習の充実

アクションプラン 6 健全財政

6 健全財政

アクションプラン	具 体 策
財政予測の作成による計画的な事業執行	財政健全化計画の策定
	予算編成時のルール作成
	費用対効果の徹底的な検証
定員管理計画の策定と人件費の抑制	現状の事務事業把握による中長期的な定員管理計画の策定
	人事給与制度との整合性の確立
定住促進施策の検討	「誰もが住みよいまち」の実現
収入額の向上対策	収納率の向上対策
	収納額の確保対策
	収納に係る経費の見直し

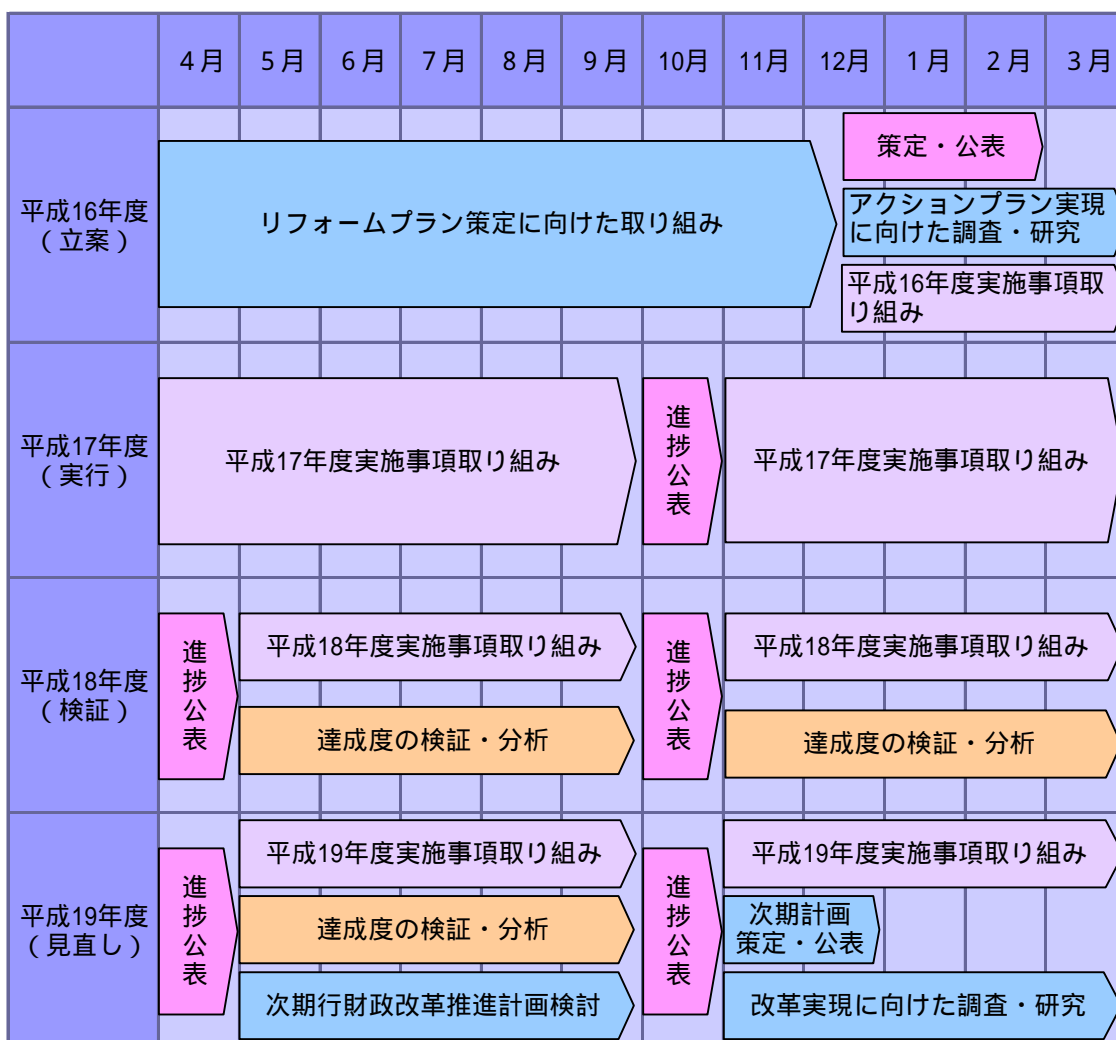
改革達成への道のり 1 全体スケジュール

1 全体スケジュール

リフォームプランの策定は、改革達成への第1段階です。6つの柱とそれに基づくアクションプランを目標とする年次に行い、それを検証及び分析しながらさらに見直しをする、この循環が改革達成への重要なプロセスとなります。

個々のアクションプランの目標年次はそれぞれ定めていますが、全体的な進行は下記のスケジュールに基づいて進めます。

改革実現スケジュール



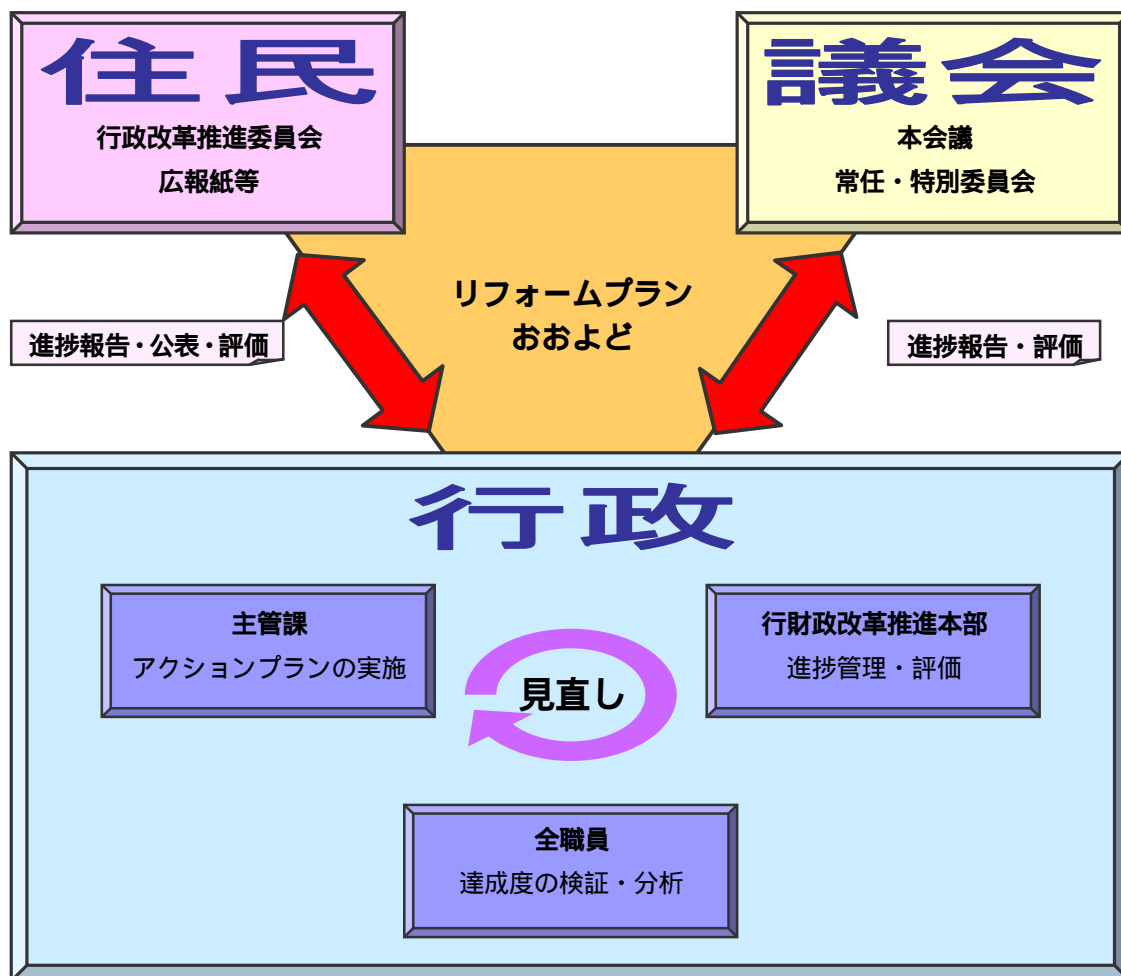
改革達成への道のり 2 実施状況の管理

2 実施状況の管理

行財政改革を着実に推進するためには、プランに対していかに忠実に取り組みが進められているかを管理する体制が必要です。大淀町における行財政改革は、住民と議会、行政の三者が一体となって推進するとしましたが、アクションプランの実施状況の管理についても三者一体による管理を行いながら、改革の達成度を高めていきます。

なお、行政内部においては、アクションプランの主管課のみが行財政改革に取り組むだけでなく、行財政改革推進本部（ワーキンググループ等の内部組織を含む）を引き続き設置するとともに、全職員による達成度の検証や分析を行うなどして改革意識を継続させます。

改革進捗管理イメージ



改革達成への道のり 3 見直しと改善

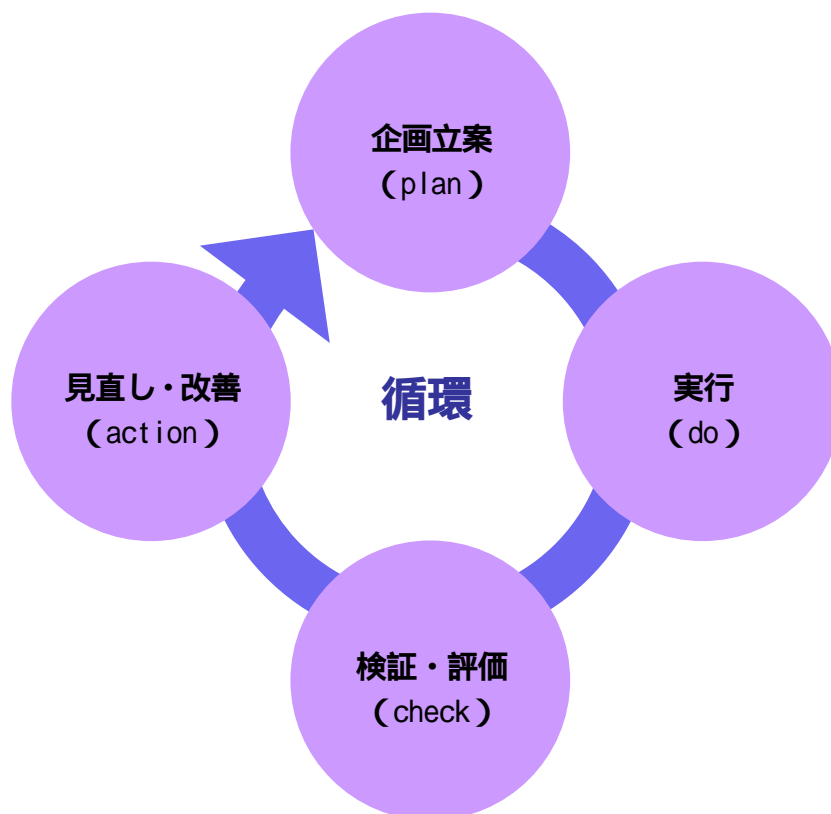
3 見直しと改善

アクションプランの実施、検証等を行う際に、見直すべきことが浮かび上がる可能性があります。また、地方財政を取り巻く環境が、ここ数年、毎年大きく変化しています。このような状況のなかでは、変化に対してフレキシブルに対応する必要があります。よって、計画の策定、実行、検証・分析及び評価とともに、見直しや改善は改革を進めるうえでの重要な要素です。

また、リフォームプランは、平成 19 年度までの計画であることから、「改革実現スケジュール(35 頁参照)」にも掲げたとおり、リフォームプランの進捗状況を踏まえながら、平成 19 年度には平成 20 年度以降の次期行財政改革推進計画を定める必要があります。

なお、リフォームプランは、中長期的な視点に立った改革であること、構造的な改革であることを常に念頭におき、計画の期間内の効果よりも行財政基盤の質的改善がなされているかどうかを検証しながら、リフォームプランの見直しと改善、次期計画の策定へとつなげていかなければなりません。

改革達成への道のり



用語解説

用語解説一覧

リフォームプランに使用した各種用語を解説します。

用語	説明
アクション	動作。行動。
麻生プラン	麻生太郎総務大臣が、平成 16 年 4 月 26 日に開催された経済財政諮問会議において、平成 17 年度以降の「三位一体の改革」の進め方について、『地方分権推進のための「地方税財政改革」(案)(「三位一体改革」について)』を提出しました。これをいわゆる麻生プランと呼んでいます。
依存財源	国(都道府県)の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいい、地方交付税、国庫支出金、都道府県支出金、地方譲与税等がこれに該当します。
一部事務組合	普通地方公共団体や特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組織。主に消防、ゴミ処理、病院等の市町村の区域を越えた広域的な事務処理に活用されています。
一般財源化	国庫補助負担金は、事業の財源に国が責任を持つもので、配分されたお金の使い道が各省庁によって細かく決められ、それ以外には使えないようになっていますが、この国庫補助負担金を廃止し、地方公共団体の裁量で使える地方税や地方交付税などに代えることをいいます。
閣議決定	実務上行われている内閣の意思決定の一形式です。憲法または法令に定められた法律案、政令、予算等、内閣の職務権限として明示された事項および他の重要な事項について行います。
協働	同じ目的のために、協力して働くこと。狭義には、住民と行政とが共通の課題や目的に対し、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚し、相互に補完し合い協力し合って取り組むこととして使われています。
経済財政諮問会議	経済財政政策に関し、内閣総理大臣のリーダーシップを十分に発揮することを目的にして、2001 年 1 月に内閣府に設置された合議制機関です。内閣総理大臣や各経済閣僚を含む政府首脳、日銀総裁のほか、4 人の民間委員をもって構成しています。
基幹税	税源が普遍的に存在し、国や地方の税収において中核的な役割を果たしている税のこと。

用語解説

用語	説明
基準財政収入額	普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方式で算定した額。
基準財政需要額	普通交付税算定上、地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または施設を維持するために必要な財政需要を各行政項目ごとに算定した額の合計額。
減債基金	歳入の減少などに関係なく支出しなければならない義務的経費である公債費の支出を計画的に行うために積み立てる基金。
公債	国及び地方公共団体が、債券の発行を通じて行う借金により負う債務。また、その発行された債券。国債および地方債の総称。
国債	国が資金の不足をまかなうために負う金銭債務。国債証券の発行を伴うものを狭義の国債、伴わないものを借入金といいます。
後年度交付税措置	地方債のうち、特定の地方債の元利償還について、その全部または一部を地方交付税で配分すること。
国庫補助負担金	国が地方公共団体に対して、特定の事業を促進する目的で資金の用途を指定して、その経費の全部または一部に相当する金額を交付する国庫負担金及び国庫補助金。
財政調整基金	地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するために設けられる基金。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入し得る財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金等がこれに該当します。
住民自治	その地方の行政が、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理されること。団体自治と並ぶ地方自治の基本。
スクラップアンドビルド	行財政改革を進めるうえで、事務事業等の効果の検証を行い、徹底した経費の削減や合理化を図りながら質的な充実を図る手法。
税源移譲	国、都道府県、市町村といった課税団体の間で税収の配分を変更すること。納税者の負担を変えずに所得税の税率を引き下げ、その分個人住民税の税率を引き上げれば、国から地方への税源移譲となります。
単位費用	普通交付税の算定に用いるもので、標準的な行政活動を行うために必要な各行政項目ごとの測定単位一単位あたりの単価。市町村については、人口10万人の市を標準団体としています。

用語解説

用語	説明
団体自治	国の一定地域を基礎とする独立の団体（地方公共団体）が、自主的に団体の事務（地方の行政）を担当する権能を有すること。住民自治と並ぶ地方自治の基本。
地方公共団体	国の領土の一定の地域を基礎とし、その地域内における住民を人的構成要素として、その地域内の行政を行うために、国から付与された自治権を行使することを目的とする法人のこと。地方公共団体は、地方自治法によって、普通地方公共団体と特別地方公共団体に区分されており、前者には都道府県及び市町村が、後者には特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団が属します。地方自治体。地方団体。
地方交付税	国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税の一定割合を総額として、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行できるよう、一定の基準により国が交付する税。地方交付税の毎年度分の額は、原則として、当該年度における所得税及び酒税の収入見込額の32%、法人税の収入見込額の35.8%、消費税の収入見込額の29.5%及び国のたばこ税の収入見込額の25%の額に前年度以前の年度分の精算額を加減した額ですが、地方財政の状況等を勘案して、地方交付税の総額の特例を設け、交付税特別会計における借入れなどの措置が講じられています。地方交付税は、普通交付税と特別交付税の2種類に分かれており、前者は総額の94%の額、後者は6%の額とされています。
地方債	地方公共団体が、必要な財源を調達するために負う債務（いわゆる借金）で、その返済が一会計年度を越えて行われるものであり、証書借入れまたは証券発行の形式のものをいいます。
地方財政計画	地方交付税法に基づいて作成される「地方公共団体の歳入及び歳出総額見込み」を示したものであり、内閣は、毎年度これを国会に提出するとともに、一般に公表することとなっています。このため、国の予算に対して「地方財政の予算」とも呼ぶことができるのですが、歳入歳出の金額は、地方公共団体の翌年度における実際の収支見込額を推計したのではなく、あくまでも標準的な地方行政水準や税財政制度改正の内容を盛り込んだ地方全体の歳入歳出を一定の方法で積算したもので、実際の地方公共団体の歳入歳出予算額の合計とは一致しません。
地方自治	地方の行政について国家とは別の人格を有する地方公共団体の存立を認め（団体自治）、行政事務をその地方の住民が自らの責任と意思に基づき処理する（住民自治）こと。民主政治の基礎とされています。

用語解説

用語	説明
地方分権	<p>地方分権は、「中央集権」の反対語として使用されており、できるだけ多くの権限を地方に分散すること。</p> <p>平成7年に施行された「地方分権推進法」においては、地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向って相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと基本理念が明確にされています。</p>
地方分権一括法	<p>正称、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。1999年（平成11年）制定、関連の475法を改正、一部を除き2000年4月施行。中央と地方のこれまでの上下関係を対等・協力の関係に改め、地方自治の活性化を図ることとしています。同法制定により機関委任事務は廃止されました。</p>
地方六団体	<p>全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会及び全国町村議会議長会の総称。</p>
附属機関	<p>執行機関がその内部部局のほかに、必要と認めて設置する機関及び行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために設置する審査会、審議会等の機関。</p>
フラット	<p>平らであるさま。</p>
プラン	<p>計画。はかりごと。案。</p>
フレキシブル	<p>柔軟な。融通がきくさま。</p>
プロセス	<p>手順。過程。経過。</p>
補正係数	<p>普通交付税の算定に用いるもので、単位費用が標準的な団体を想定していることから、各地方公共団体ごとの規模の大小や面積の広狭、都市型と農村型、寒冷地と温暖地等の条件の違いを基準財政需要額に反映させるため、測定単位の数値に一定の割増・割落率を乗ずること。</p>
臨時財政対策債	<p>平成13年度から、国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対して、国と地方が折半で負担するという考えのもと、その地方負担相当額を地方が地方債によって賄う場合に発行する特例的な地方債。</p>
ワーキンググループ	<p>委員会などの中に設置される具体的、実務的な作業や調査をする集まり。作業部会。</p>

参考資料**参考資料一覧**

リフォームプランの参考資料一覧です。

資料番号	資料の名称
1	リフォームプランおおよど策定までの経緯
2	大淀町行財政改革推進本部設置要綱
3	大淀町行財政改革推進本部関係者名簿
4	大淀町行政改革推進委員会設置条例
5	大淀町行政改革推進委員会委員名簿
6	リフォームプランおおよどの策定について（答申）
7	行財政改革に関する職員アンケート調査結果
8	リフォームプランおおよどアクションプラン
9	事務事業改善計画書
10	財政予測

リフォームプランおおよど/大淀町

リフォームプランおおよどに関するお問い合わせ

大淀町総務部総務課

〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町検塚本2090番地

電話：0747-52-5501（代表）

soumu@town.oyodo.lg.jp
